

要配慮者の避難方法について

1 要配慮者の類型

災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。(法第8条第2項15号)。その他、妊産婦、外国人なども要配慮者とされている。

板橋区内に居住する要配慮者の人数は下記のとおり

- ・高齢者 約132,000人(65歳以上人口)
- ・障がい者 約29,000人
- ・乳幼児 約30,000人(0~6歳人口)
- ・妊産婦 約2,400人
- ・外国人 約27,000人

2 避難行動要支援者の想定人数

要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが特に困難な方を避難行動要支援者とし、板橋区では、以下に該当する方を避難行動要支援者とし板橋区避難行動要支援者の対象者名簿を作成している。

板橋区避難行動要支援者名簿対象者(約14,000人)

- (1) 身体障害者手帳1~3級の方
- (2) 愛の手帳1~3度の方
- (3) 要介護認定3~5を受けている方で、以下の(ア)~(エ)のいずれかに該当する方
 - (ア) 上記(1)または(2)の条件にあてはまる方と同居している方
 - (イ) ひとり暮らしである方
 - (ウ) 他の世帯員が全て65歳以上である方
 - (エ) 他の世帯員が全て要介護3~5である方
- (4) 上記以外で板橋区が避難の支援が必要と認めた方

また、名簿対象者のうち個人情報の提供に同意している方の同意者名簿を作成し、住民防災組織、民生委員等の地域支援者に提供している。(同意者約7,000人)

3 避難方法の想定

地震災害の場合は、災害発生後になるため、板橋区避難行動要支援者名簿を活用し、地域の支援者が中心となって安否確認や避難支援を行うこととしている。

風水害による災害が想定される場合には、高齢者など避難に時間を要する方について「避難準備・高齢者等避難準備開始」を発令し、早期の避難を呼びかけることになっている。また、台風などは進路があらかじめ予想できるため、災害の危険な地域にお住まいの方は早めの避難を検討していただくようにしていく。

- ・親戚や知人による縁故避難
- ・平時からの支援者や介護サービス事業者との事前相談による避難
- ・近隣住民による避難支援
- ・公共交通機関を利用した避難